

議案第41号

八尾市道路線の認定について

次の八尾市道路線の認定については、承諾するものとする。

認定路線名	起 終	点 点
八尾市道 竜華第496号線	大阪市平野区加美西2丁目209番の30地 八尾市竹湊西5丁目22番の5地	

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

八尾市道路線の認定について、別紙のとおり八尾市長から承諾を求めてきたので、道路法第8条第4項の規定により、この案を提出する次第である。

(別 紙)

八都土管第66号

平成28年12月21日

大阪市長 吉村 洋文 様

八尾市長 田中 誠太 印

八尾市道路線の認定について（照会）

標記の件について、下記のとおり八尾市道路線の認定を行いたいので、道路法第8条第3項及び第4項の規定により承諾の程よろしくお願いいたします。

記

認定路線名	起 点	大 阪 市 域 内 の 区 間
	終 点	
八 尾 市 道 竜華第496号線	大阪市平野区加美西二丁目209番の30地	大阪市平野区加美西二丁目209番の30地
	八尾市竹湊西五丁目22番の5地	大阪市平野区加美西二丁目209番の30地

添付書類省略

(参 考)

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 省 略

2 省 略

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 省 略

参 考 図

凡 例

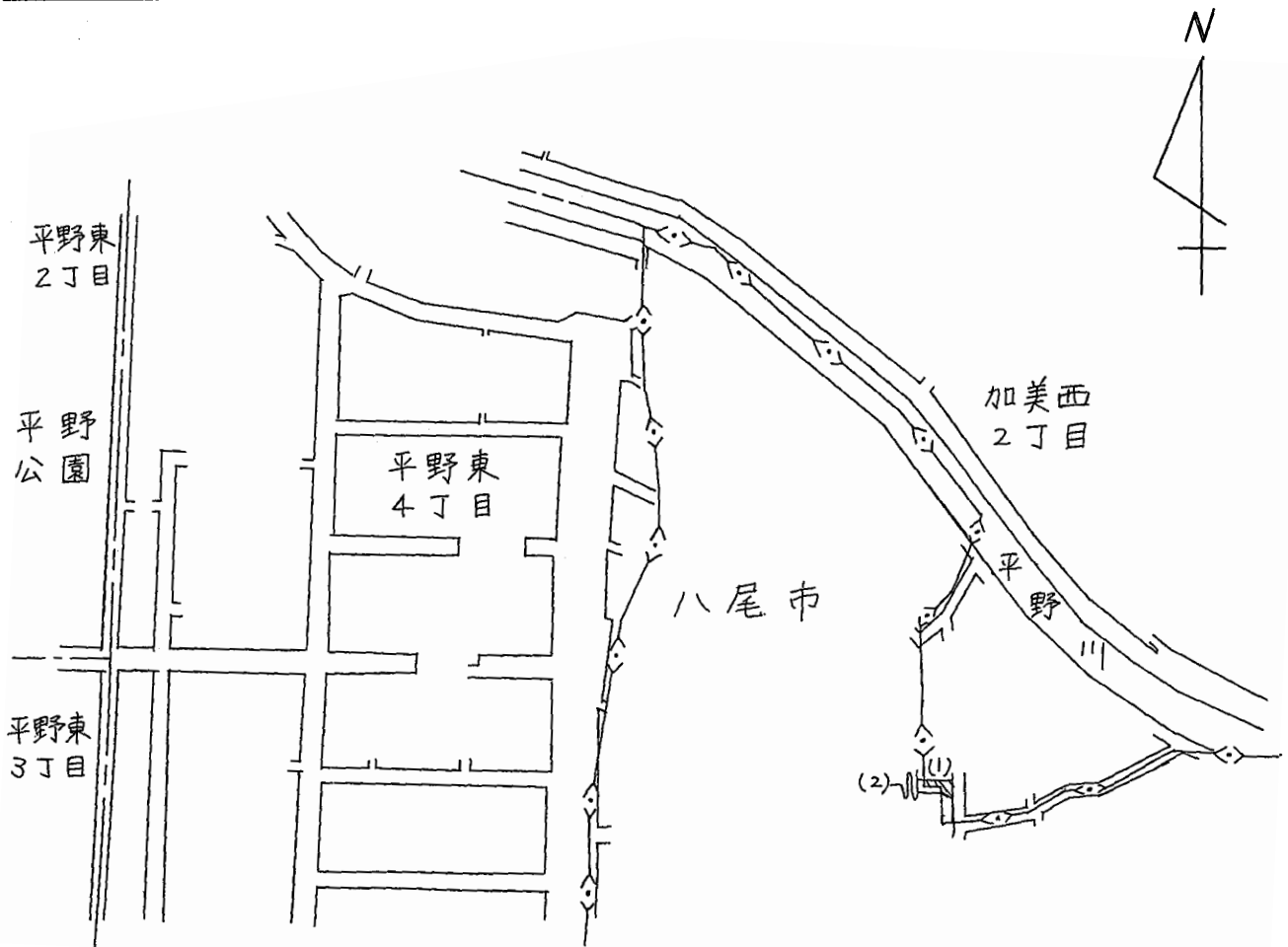


八尾市長が認定する路線のうち大阪市域に存する部分

—〈・〉—〈・〉— 市 界

----- 町 丁 界

平 野 区



説 明

竜華第496号線

(1) (2)間